平成２８年（フ）第１８０号
千葉県旭市ニの1507番地45　林貸家
債務者　遠藤理重こと中村理重こと　中村　りえ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８４号
千葉県銚子市外川町１丁目10669番地
債務者　石井　直美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第５号
千葉県山武市成東214番地14　二葉ハイツ205号室
債務者　成田　季輪（旧姓小美濃）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
新潟県上越市大字寺236番地７
債務者　岡澤　栄子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３０号
静岡県三島市緑町22番６号　住まいる３号館206、前住所静岡県駿東郡清水町長沢199番地の１　吉田ハイツ201号
債務者　榎本　重子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
静岡県沼津市下香貫牛臥3023番地の９　エスペランサ203
債務者　佐藤　夏貴
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
静岡県沼津市松長730番地の３　レオパレスソレーユ201号
債務者　深澤美奈子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
京都府舞鶴市字下安久679番地
債務者　大嶋商店こと　大嶋　和美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷15番地５　チェリータウン101、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村28番地29
債務者　岸里　雅子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷717番地の９　ドルチェコートＤ棟103号、前住所埼玉県久喜市栗橋東５丁目13番23号
債務者　鈴木　　恵（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１８号
群馬県太田市高林西町543番地５　アネックスＡ―101号
債務者　中奥絵理子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１２号
静岡県富士市石坂389番地の75　メゾンドクラッセ310号、前住所静岡県富士宮市外神2199番地の１　県営富士宮北団地Ｈ棟303号
債務者　田代　敬子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３号
茨城県日立市東多賀町２丁目13番12―203号、前住所茨城県日立市久慈町２丁目５番７―103号
債務者　広岡　一哉
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１７号
茨城県日立市平和町１丁目10番６―201号
債務者　淺野佐代子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５７８号
千葉県流山市南流山１丁目９番地の５　エステート南流山305
債務者　松本　靖子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７２１号
千葉県野田市古布内1263番地７
債務者　野澤　清人
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７３０号
千葉県松戸市古ケ崎64番地の１　サンモールＹＡＭＡＺＡＫＩ202号
債務者　室町　光延
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部